

# 日田市人権施策基本計画(改定版)



地区集会所ワークショップで制作した作品 テーマ「花火」

人権の輪が広がりますように

令和8年1月

日 田 市

## はじめに

1965年、部落差別問題の抜本的解決に向けた有効適切な施策の提案などを示した「同和対策審議会答申」が出されました。

およそ60年の歳月が流れた今、この問題は一部で様相を変え依然として残り、抜本的な解決には至っていません。答申では、当該地域の環境改善、社会福祉に関する対策などに加え、啓発と教育によって部落差別問題に対する理解と認識を広める必要性が示されました。



そのうえで、部落差別に対しては、「感情、態度、意識、思想」等による偏見が国民の心に残存することを指摘しています。そして、この指摘は部落差別問題のみならず、あらゆる差別（人権問題）に当てはまるものです。

20世紀の世界大戦の反省から平和と人権尊重に対する気運が高まり、あらゆる差別の撤廃と差別問題の解決を目指すとともに、「誰もが人間らしく生きられる社会の実現」という願いが込められた21世紀。その「人権の世紀」とされた21世紀は25年が経過しましたが、情報化のめざましい進展などにより、差別や人権侵害は一層の複雑・多様化を見せています。

そのような中で、東京高裁がある差別事件の審判において、「差別されない権利」を認めた画期的な判決を下し、最高裁判所で確定しました（2023年）。この判決は、憲法第13条および第14条に謳われている個人の尊重や平等の原則を根拠に導かれたものですが、この「差別されない権利」をわかりやすい表現に置き換えるとすれば、「他者の言動によって、平穏な日常生活が奪われることのない権利」であるといえます。

本計画の改訂にあたっては、このような流れを汲み取り、「差別を許さない」という本質論を重要視しています。忘れてはいけないことは、差別は「差別する側」の問題であるということです。

差別や人権侵害は社会（地域生活）の豊かさを壊してしまうものです。日田市を「誰もが住みたくなるまち」とするためにも、市民の皆さま一人一人が人権問題に対する意識を常に高く持てるよう、本計画の着実な進捗を図ります。

令和8（2026）年1月

日田市長 椋野 美智子

# 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 基本計画の改定の趣旨等              |    |
| 1. 基本計画改定の趣旨                 | 1  |
| 2. 改定の背景                     | 1  |
| (1) 国・県における取組                | 1  |
| (2) 日田市における取組                | 2  |
| 3. 基本的な考え方                   | 2  |
| (1) 人権尊重の基本理念                | 2  |
| (2) 人権施策の推進に関する理念            | 3  |
| 第2章 分野別に見る問題の現状と解決のための施策の方向性 |    |
| 1. 【部落差別問題】                  | 4  |
| 2. 【女性の人権問題】                 | 5  |
| 3. 【こどもの人権問題】                | 5  |
| 4. 【高齢者の人権問題】                | 6  |
| 5. 【障がい者の人権問題】               | 7  |
| 6. 【外国人の人権問題】                | 7  |
| 7. 【医療をめぐる人権問題】              | 8  |
| 8. 【性的少数者の人権問題】              | 8  |
| 9. 【インターネットによる人権侵害】          | 9  |
| 10. 【さまざまな人権問題】              | 9  |
| 第3章 人権施策の総合的な推進              |    |
| 1. 人権教育・啓発の推進                | 10 |
| (1) 就学前教育                    | 10 |
| (2) 学校教育                     | 10 |
| (3) 社会教育                     | 10 |
| (4) 家庭・地域                    | 10 |
| (5) 企業                       | 10 |
| (6) 特定の職業に従事する者              | 11 |
| 2. 推進体制の充実化                  | 11 |
| (1) 日田市の推進体制                 | 11 |
| (2) 関係機関や団体等との連携・協力          | 11 |
| (3) 相談・支援体制の整備               | 12 |
| (4) 市民意識                     | 12 |
| (5) 本計画の推進と見直し               | 12 |

## 第1章 基本計画の改定の趣旨等

### 1. 基本計画改定の趣旨

2007(平成19)年に「日田市人権施策基本計画」を策定し、人権施策の総合的な推進に努めてきましたが、複雑化かつ多様化する人権問題への対応を図るため、諸課題の整理や関連施策を見直し、当計画の一部を改定(2018:平成30年3月)したところです。

改定以降、2016(平成28)年の「人権推進三法」、2023(令和5)年の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行など、差別の現実を直視し、その解消が必要であるという国民の意識の高揚を求める動きが活発化したことから、当市においても「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」や「日田市手話言語条例」の施行、さらには「パートナーシップ宣誓制度」の導入など、日田市人権施策推進プランを基軸とし、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた取り組みを強化してきました。

しかしながら、インターネット(SNS)を悪用した誹謗中傷や人権侵害など、人権問題は一層の複雑化を見せるとともに深刻化する事態を招いていることから、諸課題の把握・整理・分析に注力したうえで、より具体的かつ効果的な取り組みを推進するため、当計画を見直し(修正し)、「市民一人ひとりがお互いに人権を尊重し合う 明るく安心して暮らせる心豊かな共生社会の実現」を目指すこととします。

### 2. 改定の背景

#### (1) 国・県における取組

わが国では、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重したうえで、人権問題に係るさまざまな施策が図られてきました。なかでも、わが国固有の人権問題である部落差別問題については、1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」を踏まえた「同和対策事業特別措置法」による特別対策事業(1969(昭和44)年～2002(平成14)年)によって、当該地域の暮らしや生活環境等の改善がなされてきました。

しかし、2016(平成28)年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)では、「現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴い状況に変化が生じていることから、部落差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消することが重要な課題である」と明記され、基本理念として「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現する」ことが掲げられています。

また、法務省(人権擁護機関)は、毎年度「啓発活動重点目標」を定めるとともに、具体的な課題として「啓発活動強調事項」を掲げ、人権啓発活動を実施しています。女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関する様々な人権問題の解決を図るため、男女共同参画社会やノーマライゼーション、多文化共生社会の実現などの理念に則った施策、さらには2015(平成27)年の国連サミットで定められた、持続可能な開発目標(S

DGS)の国際目標の達成に向けた取り組みが推進されています。

大分県においても、2008(平成20)年に制定された「大分県人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、大分県人権尊重施策基本方針および基本計画の策定や2016(平成28)年の「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を制定など、あらゆる差別と「生きづらさ」を解消するための施策の推進が図られています。

## (2) 日田市における取組

本市においては、さまざまな人権問題の解決におけ、差別を許さないという認識の共有化を図り、「人権尊重」を基本とした施策を積極的に推進してきました。なかでも部落差別問題については早急に解決すべきとの認識から、1995(平成7)年に「日田市部落差別等をなくし人権を守る条例」を制定しています。

同条例では、「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図ることにより、明るい地域社会の実現に寄与すること」を目的としており、その目的の達成に向け教育・啓発活動の展開を図ることとしています。なかでも、人権教育においては総合的な推進体制の整備と教育の場の確保が必要なことから、2012(平成24)年に「日田市人権教育基本方針」を策定し、学校、家庭、地域、職場などにおいて、あらゆる機会を活用し取り組みの充実化と強化を図ることとしています。

また、2016(平成28)年の推進法の施行を受け、「日田市部落差別の解消に関する基本方針(2022(令和4)年)」を策定し、地域の実情に応じた相談体制の充実化や部落差別の実態に係る調査の実施及び分析結果を反映させた取り組みの推進を図り、人権が尊重された公平・公正な社会の実現を目指しています。

## 3. 基本的な考え方

### (1) 人権尊重の基本理念

人権とは、すべての人が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等でなければいけないものです。

日本国憲法においても、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされており(11条、97条)、さらには、個人や生命、自由及び幸福追求に対する権利の尊重(13条)や法の下での平等及び差別されない権利(14条)など、人権に係る個別・具体的な保障規定が示されています。

これらの人権については、国や地方公共団体など公権力との関係においてはもちろん、国民相互の間においても尊重されるべきものです。これからの社会では、一人ひとりが自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持ち、自他の人権の共存を図っていくことが重要です。

## (2) 人権施策の推進に関する理念

人権施策をあらゆる面で総合的に推進していくには、人権教育・啓発の推進がその主要な柱となります。2000(平成12)年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第3条には、「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行なわなければならない」という基本理念が示されています。また、第5条には「その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」という地方公共団体の責務が明確化され、さらに第6条では「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」という国民の努力(協力)が求められています。

## 第2章 分野別に見る問題の現状と解決のための施策の方向性

法務省が示す「18の人権課題」を「10分野」に集約し、積極的かつ効果的な人権施策の推進を図ります。

### 1.【部落差別問題】

1995（平成7）年、日本国憲法の基本理念に則り、「日田市部落差別等をなくし人権を守る条例」を制定し、部落差別問題の解決を重要な柱と位置づけ、同条例の目的を達成するための必要な施策等を積極的に推進してきました。

このような中、2016（平成28）年に施行された推進法において、「現在も部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況の変化が生じていること」が明記されたうえで、国および地方公共団体の責務が明確化されました。

これらのことを受け、部落差別は許されないものであるという認識の下、2022（令和4）年「日田市部落差別の解消に関する基本方針」を策定し、部落差別の解消の必要性や重要性、さらには部落差別問題に対する正しい理解を深める取り組みを強化することで、部落差別のない明るい地域社会の実現を目指しています。

#### <施策の方向性>

##### （1）推進法の周知を含めた学習会等の機会の設定

市民、地域、企業、団体、行政職員を対象とした学習会等の機会を設定し、部落差別は許されないものであるという共通理解の形成を図ります。

##### （2）部落差別の解消

部落差別の解消の必要性に対する市民一人ひとりの理解を深めるため、地域の実情を調査・分析し、その実情に応じた施策を講じます。そのうえで、部落差別の解消を目指す具体的な施策と結びつけ、部落差別問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃、人権と平和の確立を連動させる取り組みを推進します。

##### （3）相談体制の充実

部落差別に関する相談に的確に応じ、さらには相談者に寄り添ったきめ細やかな対応を図るための体制を整備・強化します。部落差別問題に係る相談機関の主軸となる地区集会所においては、相談業務を通じ、悩みごとや心配ごとなどを把握し、関係機関等への働きかけを行うなど、地域住民のよりどころとなる相談業務の充実化を目指します。

##### （4）教育および啓発

「部落差別解消のための日田市教育実施方針」に基づき、児童生徒、保護者及び地域住民が部落差別を解消する必要性を理解するための学校教育・社会教育活動を推進します。啓発においては、ア）部落差別の実態 イ）「寝た子を起こすな論」 ウ）無理解、無関心 エ）インターネット情報 オ）身元調査 カ）公正採用 を中心とした、部落差別の解消の必要性に対する認識の深化を図る学習の機会の提供やインターネット環境を活用した取り組みを推進します。

### (5) 部落差別の実態に係る調査

5年毎に実施する「人権に関する市民意識調査」の結果を教育・啓発活動の貴重な資料として活用し、部落差別の解消を図るための取り組みにつなげます。さらにインターネット上の部落差別に関する情報の収集と監視のため、定期的にモニタリングを実施し、差別書き込みなどの抑制と拡散の防止につなげます。

## 2. 【女性の人権問題】

だれもが自分らしくその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指し、「日田市男女共同参画条例」、「日田市男女共同参画基本計画」、「日田市女性活躍推進計画」の目的や具体的な施策を基本とした取り組みを進めてきました。

しかしながら、根強く残る性別役割分担意識、女性に対する性暴力や性的虐待または性犯罪、さらには妊娠、出産等を理由とする不利益な取り扱いなど、女性が直面する（抱える）問題は依然として解消されていません。このため、女性の社会参画を阻む要因となるような問題を分析、整理し、女性を支援する適切な施策の推進とさまざまな機会を捉えた教育・啓発活動の充実化と継続化を図り、一人ひとりが個性を認め合い、能力を発揮できる社会の実現を目指します。

### <施策の方向性>

#### (1) 教育・啓発の推進

性別役割分担意識の解消、女性の人権尊重意識の浸透、暴力やハラスメントを容認しない社会の構築を図るための教育・啓発に努めます。

#### (2) 環境等の整備

職場や地域等における女性の能力の発揮を妨げる障壁を取り除き、さらにはハラスメントを防止するための施策を推進するなどの環境の整備に努めます。

#### (3) 相談体制の充実

DVや性暴力、性犯罪等の問題の解決に際し、相談体制の充実化を図り、適切な支援が受けられるよう関係機関との連携を強化し、被害者の保護と自立のための支援に努めます。

## 3. 【こどもの人権問題】

「日田市人権教育基本方針」や「日田市子ども・子育て支援事業計画～“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン～」の策定により、すべてのこどもがひとしく健やかに成長し、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指した取り組みを進めてきました。

しかしながら、核家族化の進行、ひとり親家庭の増加、地域連携の希薄化をなどによる家庭や地域の子育て機能及び教育力の低下、児童虐待、性暴力、ヤングケアラーの増加、さらにはインターネットやSNS等による人権侵害の深刻化など、こどもを取り巻く環境は著しく変化しています。

このため、「日田市子ども・子育て支援事業計画～“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン～」に沿ったきめ細やかな取り組みを推進し、地域や家庭、学校、関係機関とのつながりを

深め、地域社会全体でこどもの健やかな成長を支えるとともにこどもの人権を尊重・保護・支援する施策の推進を図ります。

<施策の方向性>

(1) 教育・啓発の推進

行政、学校、家庭、地域の相互協力を図り、こどもの人権の尊重と社会的自立を促進する教育・啓発活動を推進します。

(2) 子育て環境の充実化に資する施策の推進と環境整備

育児不安の解消、子育ての負担軽減、家庭教育の支援、子育てサービスの充実など、子育て環境の整備とこども施策の推進に努めます。

(3) 相談・支援機能の充実

児童虐待やいじめの未然防止、またそれらの早期発見・早期対応に努めるとともに、さまざまな困難を抱える子どもへの支援につながる相談・支援体制の充実化を図ります。

#### 4. 【高齢者の人権問題】

「高齢者が健やかに生き生きと暮らせる安心のまち《ひた》」を基本理念に、「日田市高齢者保健福祉計画」を策定し、地域全体で高齢者を支える施策を推進してきました。しかし、高齢者に対する身体的心理的虐待、悪徳商法（詐欺被害）、犯罪などが増加し、高齢者の人権が脅かされる事案が多発していることから、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進していくことが求められています。

また、医療、介護、介護予防、住まいなど、日常的な生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築し、高齢者自身が健康で知識と経験を生かし、自らの役割を主体的に果たすことのできる社会づくりを目指します。

<施策の方向性>

(1) 社会的基盤の確立

医療、介護、介護予防等、日常生活の支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みをはじめ、相談体制の充実化や見守り体制の確立に向けた取り組みを推進します。

(2) 教育・啓発の推進

高齢者の人権に対する理解が深まるための教育・啓発等を推進します。

(3) 積極的な社会参画の推進

高齢者が知識と経験を生かし、積極的な社会参画により役割を果たすことが可能となるための支援に努めます。

(4) 生活支援及び介護予防の推進

高齢者の人権が尊重される介護・福祉事業の展開を図り、生活支援サービスの充実や居住環境等の整備に取り組めます。

## 5. 【障がい者の人権問題】

「社会的な障壁のない地域で、障がいのある人も、自分らしく安心してともに暮らす日田市」を基本理念に掲げ、あらゆる施策の推進を図ってきました。

推進に当たっては、「日田市障がい者計画」に基本目標を定め、障がいがある人とない人の相互理解の促進、合理的配慮の提供義務等に対する理解の深化に向けた取り組み、就労や社会参画の推進、相談・支援体制の充実化など、障がいのある人が自立し、幅広い分野で活躍できる「障がい者差別のない社会」の実現を目指した施策を展開します。

### <施策の方向性>

#### (1) 「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」に則した支援体制の整備

合理的配慮の提供義務等に対する理解を深めるための啓発活動の推進、また相談支援体制や福祉教育などの充実に努めます。

#### (2) 地域生活支援の充実

住み慣れた地域で生活できるように福祉サービスの充実を図るとともに、障がい者の自立を図るための交流活動や社会参画を支援するための施策の推進に努めます。

#### (3) 安全で暮らしやすいまちづくりの推進

物理的・心理的障壁（バリア）を取り除き、災害時や緊急時の支援体制の整備など、障がい者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

#### (4) 就労支援

個人の能力が発揮され、かつ適性に応じた就労が可能となるような支援に努め、関係機関との連携により、多様な就業機会の促進を図ります。

## 6. 【外国人の人権問題】

訪日外国人、居住・就労外国人（以下「外国人」という。）が増加する中、賃貸住宅の入居拒否、近隣住民とのトラブル、さらには就労に際しての不合理的扱いなど、外国人に対する差別や偏見による人権問題が生じています。

また、日本で生まれ生活を営んできた韓国および朝鮮国籍等を保有する特別永住者に対する民族的偏見や差別言動、さらには特定国籍の外国人を排斥するヘイト行動が社会問題化しています。

このような問題の根底には、外国人が有しまたは培ってきた言語、文化、宗教、生活習慣などについての理解の稀薄性があることから、これらについての理解を深めたいうえで、お互いを尊重し合う意識を高めるとともに、共生社会の構築に向けた教育・啓発活動を進め、外国人が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### <施策の方向性>

#### (1) 人権尊重と暮らしやすいまちづくり

文化や習慣の違いに対する正しい理解が深まるような意識の醸成を図り、外国人の人権

が尊重され誰もが安心して生活できるまちづくりを推進します。

## (2) 共生と交流の促進

共生社会の実現に向け、多様な文化を学び、交流できる機会を設定し相互理解の浸透を図ります。

## 7. 【医療をめぐる人権問題】

医療技術や医療体制の整備が進んでいる一方、病気（感染症）に関する正しい知識と理解が十分に普及していないため、偏見や誤解による人権侵害が生じています。

例えば、ハンセン病、HIV等の感染症、精神疾患、コロナウイルス感染症に関連した不当な差別については、患者やその家族、さらには治療に当たる医療従事者までもが誹謗中傷を受けることがあります。このため、このような差別や偏見の解消と感染症に対する正しい理解の浸透を図るための教育・啓発活動の充実化が必要です。

### <施策の方向性>

#### (1) 教育・啓発の推進

病気（感染症）に対する正しい理解が広まり、誰もが偏見や差別を受けることなく安心して暮らせるよう、教育・啓発活動の推進を図ります。

#### (2) 人権を尊重した医療体制づくり

医療関係者の人権に対する理解を深め、患者や感染者等の権利が尊重される医療サービスの提供が可能となる体制の整備に努めます。

## 8. 【性的少数者の人権問題】

性的マイノリティ(性的少数者)の方は、社会の無理解や誤解により偏見の目で見られることや嫌がらせを受けることに加え、パートナーとの婚姻関係が成立せず、それによって法的権利を享受できないなど、社会生活のさまざまな場面で「生きづらさ」を感じています。

このような状況の中、2023（令和 5）年にLGBT理解増進法が施行され、地方公共団体に地域の実情を踏まえた取り組みを進めることが努力義務として課されました。日田市においては、2023年1月「日田市パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始し、性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、自分らしく生きることができるとする社会の実現を目指しています。今後も性の多様性について正しく理解し、お互いの生き方について理解が深まる教育・啓発の取り組みを推進します。

### <施策の方向性>

#### (1) 性の多様性への理解促進

差別意識や偏見の解消に向けた教育・啓発活動やパートナーシップ宣誓制度の周知を通じ、性の多様性の理解促進を図り、「アライ（性的マイノリティの理解者・支援者）」を増やす取り組みを進めます。

## (2) 困りごとの解消や環境整備

関係機関等と連携し、さまざまな困りごとの解消に向けた取り組みを進めます。

## 9. 【インターネットによる人権侵害】

通信機器・手段などの急速な普及により、情報収集や発信が可能になり日常生活の利便性が飛躍的に向上しました。その反面、匿名性や情報発信の容易性からインターネット上におけるプライバシーの侵害や個人等に対する誹謗中傷など人権に係る深刻な問題が生じています。

また、「被差別部落（同和地区）」を摘示するような投稿、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的投稿、児童ポルノやリベンジポルノなど、人権を侵害する投稿が繰り返されています。こうした投稿がいったんインターネット上に流出・掲載されると回収・削除は極めて困難であり、被害者は将来にわたり苦痛を背負うこととなります。さらに、自殺を誘うような情報や犯罪への勧誘など、インターネット上の有害情報に起因した犯罪やトラブルに巻き込まれ被害に遭うなど、極めて深刻な事案が増加する傾向にあります。

このような状況を踏まえ、日田市ではモニタリングを実施しインターネット上の差別的な書き込みや人権侵害・個人情報の流出などの監視活動を強化しています。インターネット上の人権侵害・誹謗中傷対策については、社会モラルや投稿者の責任に係る理解を促進する教育・啓発活動の推進を強化するとともに、情報流通プラットフォーム対処法に基づいた対応を図る必要があります。また、「日田市個人情報の保護に関する法律施行条例」を遵守・徹底し、個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、関係機関等への啓発活動を推進します。

### <施策の方向性>

#### (1) 正しい活用に向けた啓発の推進

法令遵守意識の醸成と責任やモラル、人権侵害に係る認識の深化を図る啓発に努めます。また、児童生徒に対する安心安全なインターネットの活用について、その啓発と支援に努めます。

#### (2) 人権侵害等への対応

モニタリングを継続して実施し、差別的な書き込みについては、関係機関との連携を強化し適切な対応を図ります。

## 10. 【さまざまな人権問題】

犯罪被害者とその家族、刑期を終えて出所した元受刑者、北朝鮮当局による拉致被害者とその家族、アイヌ民族、生活困窮者、さらにはハラスメント被害者などをめぐるさまざまな人権問題が表面化しています。

これらの解決に向け、住民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、理解が深まるような効果的な教育・啓発を推進するとともに、相談・支援、権利擁護体制の充実に努め、すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせる社会の実現に向け、差別と偏見をなくす施策に積極的に取り組みます。

## 第3章 人権施策の総合的な推進

### 1. 人権教育・啓発の推進

すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの個性を大切に、様々な文化や多様性を認め合う共生社会を実現するためには、あらゆる場・あらゆる世代への人権教育及び啓発を進めていくことが重要です。

#### (1) 就学前教育

人間形成の基礎を培う重要な時期とされる就学前教育においては、他者の存在を尊重し人を大切にすることを養うなどの人権感覚の芽生えをはぐくむ取り組みを推進します。

そのうえで、推進に当たる保育士や幼稚園教諭のさまざまな人権問題に対する正しい理解と認識が深まり、さらには人権意識が向上されるような研修等の充実に努めます。

#### (2) 学校教育

児童・生徒が自他の人権を大切にしたいうえで、差別の不当性について理解が深まるよう、参加型の学習の推進、いじめや不登校等の早期発見を含む相談（支援）体制の整備、さらには教職員の人権意識や教育の実践力を高めるための研修会等の設定などの取り組みを進めます。

#### (3) 社会教育

地域社会における人権教育は、人権問題を正しく理解し、その解決に対する意欲と実践力を持った住民を育成することを目的としています。

そのため、社会教育に従事する者（公民館等を含む）の人権に関する学習機会の確保に努めるなど人権教育事業を積極的に推進します。また、各地区公民館等を通じた市民への情報の提供に努めるとともに、教育・啓発資料の充実化とそれらの利用の促進を図ります。

#### (4) 家庭・地域

日常生活において、偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動することが求められています。そのため学校や公民館との連携を図り、人権尊重の理念について理解が深まるような主体的な学習機会を確保することが必要です。また、それらの機会（研修会や講演会、イベント）については内容等に工夫を凝らすなどの改善を加えていくことが重要です。

#### (5) 企業

企業の社会的責任(CSR)が重要視され、人権や環境への配慮をはじめ、消費者、地域社会、従業員などに対して責任ある行動と説明責任が求められています。

このため企業では、各種ハラスメントや差別的な取り扱いのない働きやすい職場環境づくり、就職の機会均等を図る公正な採用選考システムの確立など人権に配慮した取り組み

が必要であることから、研修講師の斡旋や啓発資料の提供など、人権教育・啓発活動の積極的な推進の支援に努めます。

#### (6) 特定の職業に従事する者

下記の①～⑤に従事する者は、「人権尊重」に係る高い意識を有したうえで職務を遂行することが求められています。

##### ①市職員等

部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識の習得が必要なことから、主要研修として人権研修を位置付け、充実化と強化を図ります。また、情報化の進展に伴う差別の形態の変化に適応し、解決を図るためのモニタリング活動を着実に実施します。

##### ②教職員等

児童・生徒の人権意識を高める教育の推進を図るため、教職員自らが人権問題に係る理解を深め、正しい人権感覚を身につけることが重要です。また、児童・生徒の人権意識をはじめとし、人権問題に係る現状や課題を的確に把握したうえで、研修体制を整備していく必要があります。

##### ③社会教育関係者

##### ④福祉関係者

##### ⑤医療・保健関係者

地域や関係団体等との連携が重要視され、また「人」から「人」へのサービスを提供し、さらには人命や健康、日常生活に深い関わりを持つといった業務に携わる上記のそれぞれの従事者には、さまざまな人権問題に対する理解と正しい認識や人権に配慮した対応が求められます。

他者を尊重し立場を理解するきめ細やかな人権感覚を身に付けるため、それぞれにおける研修体制の整備が必要です。

## 2. 推進体制の充実化

### (1) 日田市の推進体制

人権に関する施策は、組織として取り組むことが必要であることから、「日田市人権施策推進本部」による調整を図り、本計画の趣旨や基本理念を踏まえ、人権問題の解決に向け総合的な施策の推進を図ります。また、各種の取り組みについては単年度ごとに進行（進捗）管理を徹底します。

### (2) 関係機関や団体等との連携・協力

国・県をはじめ、関係機関・団体等との連携を強化し人権施策を効果的に推進します。また、企業等の自主的な活動を支援するとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を展開し、本計画の実効性を高める取り組みを推進します。

(3) 相談・支援体制の整備

相談や困りごとの内容が複雑多様化していることから、相談窓口体制の機能の充実化(デジタル技術の適用など)を図り、相互連携を強化します。

(4) 市民意識

本市では、新たな人権施策の推進に資することを目的として、1996(平成8)年から5年ごとに市民意識調査を実施しています。調査により得られたデータ(結果)を分析し、意識の変化と傾向を把握し、これまでの取り組みの検証と新たな取り組みの展開に反映させることとしています。

(5) 本計画の推進と見直し

本計画は中長期的な計画とし、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。